

(別紙)

## 1 全体的事項

- (1) 事業計画地は田園環境を有し、付近には住宅地や仙台東部道路が存在し、また周辺には仙台市地下鉄東西線の（仮称）荒井駅及び車両基地の建設が予定されている。

本事業においては、このような地域特性を考慮し、事業計画地の保水機能や生物の生息・生育環境などを可能な限り維持するとともに、景観を含めた周辺の田園環境との調和に最大限配慮すること。

- (2) 各環境影響評価項目において事業が環境に及ぼす影響については、単に数値を記載するだけでなく、その数値に対する事業者としての考えや想定される状況等、より具体的かつわかりやすく環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。

特に予測値が環境基準を超える場合には、その期間、頻度等についても評価書に記載すること。

- (3) 事業計画地の保水機能や生物の生息・生育環境などを維持するために、特に、一定面積の湿地の確保、表土の活用、ビオトープの創出、緑化や透水性舗装の施工面積の拡張などについて検討すること。

- (4) 将来、事業計画地内に誘致する企業に働きかけることとされている環境保全措置について、具体的にどのような方針、スケジュール及び方法で行うのか、可能な限り評価書で明らかにすること。

- (5) 工事及び供用時において、事業の詳細や環境保全措置の効果が不明確な事項があることから、柔軟かつ適切な対応が可能となるよう事後調査計画についてさらに検討し、その内容を評価書へ具体的に記載すること。

## 2 個別的事項

(大気環境)

- (1) 建設機械の騒音については、より適切な条件設定で予測を行い、その内容を評価書へ具体的に記載すること。

(植物、動物及び生態系)

- (2) 事業計画地内の屋敷林については、周辺が住宅地として市街化が図られることを考慮した上で、地域の自然や歴史、文化などに果たしてきた役割も踏まえた総合的な視点から保全のあり方について検討すること。また、地域関係者による維持管理についても検討すること。

(3) 将来、区画整理組合が解散することも考慮し、希少植物の移植時期、方法及び維持管理などについて、その内容を評価書へ具体的に記載すること。

(4) 防災調整池上部の土地利用については、積極的に緑化を図るなどビオトープの観点からもさらに検討を行い、将来の管理者と早期に協議を行うとともに、地域関係者による維持管理の手法などについても検討すること。

(景観)

(5) 供用後における事業計画地の景観については、特に道路、公園、防災調整池などの緑化状況を可能な限り評価書へ具体的に記載すること。